平成２２年（フ）第１２号
福井市日之出３丁目５番３号
債務者　村上　慶子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
福井県南条郡南越前町今庄第60号26番地の２
債務者　谷口　洋一
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
福井県坂井市坂井町上関第60号１番地57
債務者　村中　辰徳
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
福井市大宮６丁目６番22号
債務者　吉川　英一
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
福井市大宮６丁目６番22号
債務者　吉川　恵子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３４号
福井県越前市家久町第111号23番地　レジデンス家久101
債務者　中嶋　康広
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
兵庫県宝塚市御殿山２丁目31番50―211号
債務者　天田三佐子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第７１７号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目19番12号上原文化
債務者　原田　雅博
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７１８号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目19番12号上原文化
債務者　原田　照代
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９０３号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番27―304号、前住所大阪府吹田市垂水町１丁目43番10号
債務者　中村　紀夫
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９０８号
兵庫県尼崎市武庫元町１丁目35番24号
債務者　山田憲二こと　金　　憲二
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９１８号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目30番７号ダイシンオハママンション103号
債務者　田髙　信子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９２２号
兵庫県尼崎市田能４丁目11番41―208号
債務者　濵川　洋子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９２３号
兵庫県尼崎市田能４丁目11番41―208号
債務者　濵川　信博
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９３１号
兵庫県西宮市今津大東町６番８号
債務者　西川登美子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９４２号
兵庫県尼崎市立花町３丁目17番26号
債務者　谷口　　実
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９４９号
兵庫県西宮市今津真砂町１番12―309号、前住所大阪市住之江区御崎７丁目10番13号
債務者　新納　陽子（旧姓益田）
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９８号
兵庫県豊岡市出石町町分262番地　サンバレーⅢ―1030号室、前住所兵庫県豊岡市森尾73番地の８
債務者　森口　　隆
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係